

## 役員及び評議員の報酬及び費用弁償支給規程

### (目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人あんず鍋島の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の額と支給について定めるものとする。

### (費用弁償の支給)

第2条 役員等が次の事に出席又は出張した場合は、費用弁償する。

- (1) 法人の役員会、評議員会、評議員選任・解任委員会
- (2) その他法人運営に係る会議、出張等

### (報酬及び費用弁償の額)

第3条 報酬等の額は、別表の通りとする。

### (補則)

第4条 定款及びこの規程に定めるもののほか、必要な事項は別に理事長が定める。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、改正社会福祉法附則第9条の規定により、平成29年4月1日までに選任される評議員の選任に係る選任・解任委員会は、この規程の例により開催する。

## 役員及び評議員の報酬及び費用弁償規程

### 別表

区分	報酬の額		費用弁償			
	(日額)	総額 (年度)	航空運賃	鉄道運賃	車賃	日当
評議員	無	160,000円	実費	実費	同一市内 1,000円  その他 2,000円	2,000円
理事		300,000円				
監事						
評議員 選任・解任委員						

- ※1 報酬日額については当分の間 無支給とするが、法人の経営状況によって総額の範囲内で見直すことがある。
- ※2 車賃は、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会が開催される地と、届出住所地との関係とする。
- ※3 役員のうち、当法人に於いて就労する者については、報酬は支給しない。